



令和7年2月10日

日本税理士会連合会  
会長 太田 直樹 殿



全国青年税理士連盟  
会長 高橋 紀充  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8  
代々木第10 下田ビル 7F  
電話 03-3354-4162



## 行政対応と税理士会費の適正使用に関する意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)に基づき、国がデジタル庁主導で様々な政策を行っていることは我々も承知しているところ、令和6年9月25日、貴会の第2回理事会において説明がなされた国家資格等情報連携・活用システム(以下「国家資格システム」)についても、国が進める政策の一環とのことでした。

貴会の説明によれば、この「国家資格システム」と貴会が管理する登録業務ネットワークシステム(以下「REOS」)とのシステム連携について税理士会会員(以下、会員)が享受する利益は非常に限定的であること、また、「国家資格システム」と「REOS」とのシステム連携費用は、国が当初負担する予定であったが、最終的には貴会の予算、つまり税理士会費が原資となることでした。

そもそも税理士会費は、税理士会の事務に関する費用を賄うために拠出しているものであり、目的に適合しないおそれがある会費の使途については、貴会が結論を出す前にその経緯について単位会を通じて会員に周知し、単位会で検討する時間を十分に確保すべきです。

今日においても、各単位会若しくは各支部会務に出席している税理士でさえ、この「国家資格システム」の存在や「REOS」との連携について、貴会が出した結論を認識している者は少なく、周知が十分とは言い難い状況です。周知がなければ検討することもできず、会員の合意形成がないまま会費が目的外に使用されることとなれば、貴会ひいては各単位会の信頼は低下するものと危惧します。

既に各単位会が税理士の個人情報等を正確かつ高度に管理していることを踏まえ、「国家資格システム」と「REOS」とのシステム連携については、貴会の費用負担と会員利益との利益衡量の観点から、今一度行政側に差し戻すよう要望します。

また、今後、例えば行政手続のオンライン化などにより、行政側から貴会に費用負担を求められる場合は、結論を出す前に広く各単位会を通じて会員に周知し、結論に至るまでの過程を透明化して会員間の合意形成を図り、会員の利益に資するものでなければ会の総意として拒否をするなど、毅然とした態度で行政側に対応いただきたく、強く要望します。

以上